

日光市救急技術認定事業所及び救急技術認定者認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旅館、ホテルその他の店舗等多数の市民及び観光者（以下「市民等」という。）が利用する事業所（以下「事業所」という。）において応急手当が実施できる体制を確保している事業所を日光市救急技術認定事業所（以下「救急技術認定事業所」という。）に認定することにより、市民等が安全で安心して事業所を利用できる体制の確保を図り、もって応急手当の普及啓発を行うことを目的とする。

(救急技術認定事業所)

第2条 日光市消防本部消防長（以下「消防長」という。）は、応急手当が実施できる体制を確保している事業所を救急技術認定事業所として認定することができる。

(事業所の種類)

第3条 救急技術認定事業所の認定を受けることができる事業所は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 旅館、ホテルその他これらに類する施設
- (2) テーマパークその他これらに類する観光施設
- (3) 大型小売店舗その他物品販売を営む施設
- (4) 飲食店その他これらに類する施設
- (5) 公衆浴場
- (6) 旅客運送業に供する施設
- (7) スポーツ施設その他これらに類する施設

(認定基準)

第4条 救急技術認定事業所は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する事業所であること。
- (2) 第9条の規定による日光市救急技術認定者（以下「救急技術認定者」という。）に認定された者が、営業時間、開設時間その他当該事業所が利用できる時間中に1名以上勤務し、常に応急手当が実施できる体制が確保されていること。
- (3) 応急手当の実施について連絡体制その他必要な体制づくりがなされていること。
- (4) 応急手当の実施について必要な資器材が備えられていること。

(認定の申請)

第5条 救急技術認定事業所の認定を受けようとする事業所は、日光市救急技術認定事業所認定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に救急体制表(様式第2号)を添えて消防長に申請しなければならない。

(認定審査)

第6条 消防長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地を確認し、第4条の規定に適合すると認めたときは、当該事業所を救急技術認定事業所として認定するものとする。

(救急技術認定事業所認定証の交付)

第7条 消防長は、前条の規定により救急技術認定事業所の認定をしたときは、当該事業所が救急技術認定事業所の認定を受け、応急手当の体制が確保されていることを証するために日光市救急技術認定事業所認定証(様式第3号。以下「事業所認定証」という。)を交付するものとする。

(事業所認定証の表示等)

第8条 事業所認定証の交付を受けた事業所(以下「認定事業所」という。)は、当該認定事業所の見やすい場所に事業所認定証を表示することができる。

2 認定事業所は、前項の表示のほか、事業所認定証を次に掲げるものに活用することができる。

- (1) 認定事業所が発行するパンフレット、チラシ、ポスター
- (2) 認定事業所が掲げる看板
- (3) 認定事業所が発信する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像
- (4) 前3号に掲げるもの以外の方法による広告等

3 前項の規定により事業所認定証を活用するときの事業所認定証の様式は、事業所認定証を同率にて拡大又は縮小したものとする。

(救急技術認定者)

第9条 救急技術認定者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 応急手当の普及啓発活動の促進に関する実施要綱(平成5年3月30日消防救第41号)に基づく上級救命講習を修了した者
- (2) 消防長が実施する予防救急の講習を修了した者

(救急技術認定者の認定)

第10条 救急技術認定者の認定は、前条各号の講習を修了した者を消防長が認定

するものとする。

(救急技術認定者証の交付)

第11条 消防長は、前条の規定により救急技術認定者を認定したときは、日光市救急技術認定者証(様式第4号。以下「認定者証」という。)を交付するものとする。

(救急技術認定者の継続講習)

第12条 救急技術認定者は、消防長が救急技術認定者を継続させるために開催する講習(以下「継続講習」という。)を毎年1回受講しなければならない。

2 消防長は、救急技術認定者が受講すべき継続講習について当該救急技術認定者が所属する認定事業所に通知するものとする。この場合において、救急技術認定者が、認定事業所に所属していない場合は、当該救急技術認定者に通知するものとする。

(登録)

第13条 消防長は、第7条の規定により事業所認定証を交付したときは、救急技術認定事業所認定台帳(様式第5号)に必要事項を記載し、当該認定事業所を登録するものとし、又は第11条の規定により認定者証を交付したときは、救急技術認定者登録簿(様式第6号)に必要事項を記載し、当該救急技術認定者を登録するものとする。

(記録)

第14条 消防長は、第9条各号に定める救急技術認定者の認定を受けるための講習及び第12条第1項に定める継続講習の受講の状況を救急技術認定者講習受講簿(様式第7号)により記録するものとする。

(有効期間)

第15条 認定事業所の認定の有効期間は、認定を受けた日から当該認定事業所に所属する救急技術認定者がその認定を取り消され、若しくは失効したとき又は認定事業所に所属しなくなったとき若しくは認定事業所の要件を満たさなくなったときまでとする。

2 救急技術認定者の認定の有効期間は、初年度の認定については認定を受けた日から当該認定を受けた日が属する年度の翌年度に開催される継続講習を受講するまでとし、2年度以降については、継続講習を受講した日からその翌年度の継続講習を受講するまでとする。

3 前2項の規定にかかわらず、認定事業所又は救急技術認定者(以下「認定事業

所等」という。)の認定の有効期間中に当該認定を取り消されたときは、当該取消の日までとする。

4 第1項及び第2項に規定する有効期間を経過した事業所認定証及び認定者証(以下「認定証」という。)並びに認定事業所等の認定が取り消されたときの認定証は、その効力を失うものとする。

5 前項の規定により認定証の効力を失ったときは、認定事業所等は認定証を使用してはならない。

(報告)

第16条 認定事業所又は救急技術認定者は、応急手当を実施したときは、速やかに消防長に報告するものとする。

(認定の取消し)

第17条 消防長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 認定事業所が事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 認定事業所が第4条各号の認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により認定事業所の認定を受けたとき。
- (4) その他消防長が認定事業所として適当でないと認めたとき。

2 消防長は、救急技術認定者が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 継続講習を受講しなかったとき。
- (2) その他消防長が救急技術認定者として適当でないと認めたとき。

3 第1項の規定により認定事業所の認定を取り消された事業所又は前項の規定により救急技術認定者の認定を取り消された者は、速やかに認定証を消防長に返還しなければならない。

(認定事業所の責務)

第18条 認定事業所は、当該認定事業所に所属する救急技術認定者をはじめ、従業員に積極的に応急手当に関する講習を受講させる等その育成及び指導を継続的に行うよう努めなければならない。

2 認定事業所は、応急手当が支障なく実施できるよう資機材その他応急手当に必要な備品の確保等に努めなければならない。

3 認定事業所は、応急手当を実施するために当該認定事業所の体制づくりに努めなければならない。

(救急技術認定者の責務)

第19条 救急技術認定者は、応急手当に対し日ごろから意識するとともに、応急手当の啓発普及に努めるものとする。

2 救急技術認定者は、応急手当の技術向上のため積極的に消防長が行う講習に参加するよう努めなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

日光市救急技術認定事業所認定申請書

年 月 日

日光市消防長 様

住 所
申 請 者 事業所名
代表者名

事業所名	
所在地	
連絡担当者	
※ 事務処理欄	

様式第2号（第5条関係）

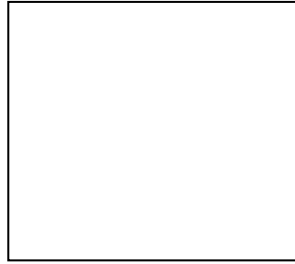
救急体制表

事業所名				
従業員数	人	救急技術認定者数	人	
資機材の状況	自動体外式除細動器	台		
救急体制		部署名	氏名	備考
	通報担当			
	救急車誘導			
	救急隊員誘導			
救急技術認定者名簿				
氏名	講習受講 年月日	認定番号	継続講習日	部署名
搬送経路、救急車停車場所	※ 図面等を添付し、位置等を示すこと。			

- 備考
- 1 「資機材の状況」欄は、自動体外式除細動器のほか、準備しているものの名称及び数について記入すること。
 - 2 「救急体制」及び「救急技術認定者名簿」欄が不足する場合は、別紙に記載し、添付すること。
 - 3 「通報担当」とは、従業員から連絡を受け、救急事案の概要を総括して通報する者のことをいう。
 - 4 「救急車誘導担当」とは、救急車の停車場所を確保し、道路から敷地内の停車場所までの往復の経路について救急車の誘導をする者をいう。
 - 5 「救急隊員誘導担当」とは、救急車の停車位置から傷病者の位置まで救急隊員を誘導するとともに、救急車に乗り込むまでのルートを確保する者をいう。

様式第3号（第7条関係）

第 号



日光市救急技術認定事業所認定証

事業所名

代表者名

貴事業所を日光市救急技術認定事業所として認定します。


年 月 日


日光市消防本部

消防長



様式第4号（第11条関係）

日光市救急技術認定者証		第 号
氏 名		
上記の者を日光市救急技術認定者として認定します。		
年	月	日
		日光市消防本部 消防長 印

		
日光市救急技術認定者認定証		
日光市消防本部		
継続講習受講の記録		
第1回目	年 月 日	印
第2回目	年 月 日	印
第3回目	年 月 日	印

